

第1章 熊谷市環境基本計画の概要

第1節 環境基本計画の概要

1 計画策定の背景

熊谷市環境基本計画は、「熊谷市環境基本条例」の第3条に示された基本理念を実現するため、一層の環境保全と創造を推進するための長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものです。

平成30年3月には、第1次熊谷市環境基本計画による10年間の達成状況の確認と評価を行い、また、平成30年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すため、第2次熊谷市基本計画を策定いたしました。

■熊谷市環境基本条例の基本理念（第3条）

1 人類の存続基盤である良好な環境の継承推進

環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 協働による環境負荷の少ない持続可能な社会の実現

環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境に配慮した事業活動や日常生活を営む

環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全を自らの課題として認識し、並びにあらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、熊谷市環境基本条例に示された基本理念と、市の総合的な施策を示した「熊谷市総合振興計画」における本市の将来都市像『子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷 ～輝く未来ヘトライ～』を環境面から実現するものです。

そのために、熊谷市の環境上の特性を踏まえ、市域の環境保全と創造に資する長期的な目標及び総合的な施策を示し、また、市が策定するその他環境に関連する計画や各種事業計画と整合が図れるよう、各種施策の環境面での基本的方向を示しています。

(2) 目標年度

初年度・・・・・・・・平成30年度（2018年度）

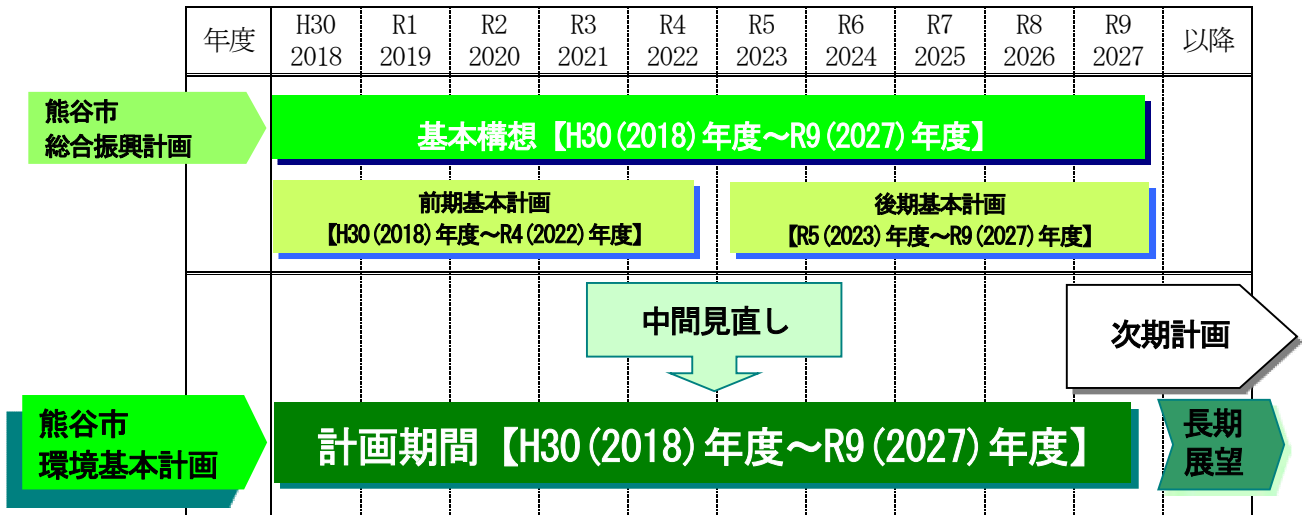
目標年度・・・・・・・・令和 9年度（2027年度）

中間見直し年度・・・令和 5年度（2023年度）

（前期5年間の達成状況の確認と評価を行い、あわせて、社会情勢や科学的知見の変化等や総合振興計画との整合性を図る。）

第1章 熊谷市環境基本計画の概要

第1節 環境基本計画の概要



(3) 計画の対象範囲

環境問題は、地球環境から身近な生活環境まで様々なものがありますが、熊谷市環境基本計画では、次の領域を対象とします。

- ①地球環境：地球全体や将来の世代に関わる環境
資源・エネルギー、地球温暖化、オゾン層の破壊 等
- ②自然環境：自然の保全、保護、創出に関わる環境
地形・地質、土壌、気象、水、緑、動植物 等
- ③生活環境：市民生活の中で生じる環境
大気、水質、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、有害化学物質 等
- ④快適環境：生活に安らぎと潤いを与える環境
景観、公園・緑地、環境美化、交通、歴史・文化、道路、下水道 等

(4) 各主体の役割と責務

本計画で示される環境の保全及び創造を推進していくために、市・市民・事業者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

| 主体 | 役割と責務 |
|-----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施 ・各種の環境に配慮した行動の率先実行 ・環境の保全及び創造に関する情報提供、必要な制度の整備 ・国、県、市民、事業者、民間団体等への支援や連携による環境施策の推進 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造についての関心と理解を深める ・自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践 ・日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全のための措置 ・自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践 ・事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減 ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携 |